

議第65号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例について

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年9月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い関係条例の整理を行うため制定しようとする。

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例

(高山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 高山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成16年高山市条例第63号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)~(12) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)~(12) (略)</p>

(高山市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 高山市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年高山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(市の規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(市の規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める</p>

職員) 第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員(市の規則で定める職員を除く。) (4)・(5) (略)	職員) 第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(市の規則で定める職員を除く。) (4)・(5) (略)
---	--

(高山市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 高山市職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和26年高山市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休職の効果) 第3条 (略) 2・3 (略)	(休職の効果) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u>

(高山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 高山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年高山市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料月額 $\frac{1}{10}$ の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料月額 <u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(高山市職員の給与に関する条例(昭和36年高山市条例第6号)第12条に規定する初任給調整手当に相当する額、同条例第12条の2及び第12</u>

条の3に規定する地域手当に相当する額、同条例第16条に規定する特殊勤務手当に相当する額、同条例第18条に規定する時間外勤務手当に相当する額、同条例第19条に規定する休日勤務手当に相当する額、同条例第20条に規定する夜間勤務手当に相当する額、同条例第22条に規定する宿日直手当に相当する額を除く。))の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

(高山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 高山市職員の育児休業等に関する条例(平成3年高山市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) 非常勤職員として引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して市の規則</u></p>

で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に非常勤職員として引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 （略）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 （略）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合
非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日にお

いて当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に

掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に非常勤職員として引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間

の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に非常勤職員として引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期

が更新され、又は当該任期の満了後に非常勤職員として引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第9条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、育児短時間勤務又は

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第9条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とす

育児休業法第17条の規定による短時間勤務
をしている職員とする。

(部分休業の承認)

第21条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の
始め又は終わりにおいて、30分を単位と
して行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定による育児時
間又は勤務時間条例第16条の2第1項の規
定による介護時間の承認を受けて勤務しない
職員に対する部分休業の承認については、1
日につき2時間から当該育児時間又は当該介
護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じ
た時間を超えない範囲内で行うものとする。

る。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間
勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外
の非常勤職員（地方公務員法第28条の5
第1項に規定する短時間勤務の職を占める
職員（以下「再任用短時間勤務職員等」と
いう。）を除く。）

ア 非常勤職員として引き続き在職した期
間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時
間を考慮して市の規則で定める非常勤職
員

(部分休業の承認)

第21条 部分休業（育児休業法第19条第1
項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の
承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任
用短時間勤務職員等を除く。以下この条にお
いて同じ。）にあつては、当該非常勤職員につ
いて定められた勤務時間）の始め又は終わり
において、30分を単位として行うものとし
る。

2 勤務時間条例第14条の規定による育児時
間又は勤務時間条例第16条の2第1項の規
定による介護時間の承認を受けて勤務しない
職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業
の承認については、1日につき2時間から当
該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて
勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲
内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認につ
いては、1日につき、当該非常勤職員について

	<p><u>1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</u></p>
--	--

（高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第6条 高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（目的） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第4項</u>の規定に基づき、次の各号に掲げる者に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法を定めることを目的とする。 (1)～(3) （略）</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第5項</u>の規定に基づき、次の各号に掲げる者に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法を定めることを目的とする。 (1)～(3) （略）</p>

（高山市職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 高山市職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p><u>（非常勤職員の給与）</u> 第34条 <u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）</u>については、<u>常勤の職員</u>の</p>	<p>第34条 削除</p>

給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める日額の報酬又は賃金を支給する。ただし、その職務の特殊性に基づき市の規則で指定する職にある非常勤職員に対しては、月額報酬を支給することができる。

2 前項本文の非常勤職員には、法律又は条例に別段の定めがない限り、前項に規定する報酬又は賃金を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(高山市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第8条 高山市職員の退職手当に関する条例(昭和36年高山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用範囲) 第2条 (略) 2 高山市職員の給与に関する条例の適用を受ける非常勤職員のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、前条の職員とみなして、この条例の規定を適用する。ただし、第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分の規定並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分の規定は、適</p>	<p>(適用範囲) 第2条 (略) 2 高山市職員の給与に関する条例の適用を受ける非常勤職員のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、前条の職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、法第22</p>

<u>用しないものとする。</u>	<u>条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u>
-------------------	--------------------------------------

(高山市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 高山市公営企業職員の給与に関する条例(昭和36年高山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第22条 企業職員のうち職員以外の者(以下「<u>非常勤職員</u>」という。)については、職員の給与との権衡を考慮して定める額の報酬又は賃金を支給する。</p> <p>2 <u>非常勤職員には、法律又は条例に別段の定めがない限り、前項に規定する報酬又は賃金を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。</u></p>	<p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第22条 企業職員のうち職員以外の者については、職員の給与との権衡を考慮して定める額の報酬又は<u>給与</u>を支給する。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。